

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案に対する意見募集結果について

令和4年6月1日
原子力安全対策課

原子力防災訓練の教訓や県の取組み、国の防災基本計画や原子力災害対策指針の改正等を反映した鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案について、鳥取県原子力安全顧問への意見照会と県民へのパブリックコメントを実施したところ、合計6件の意見等がありました。

- 1 意見募集の期間 4月26日（火）から5月9日（月）まで
- 2 意見総数 6件（原子力安全顧問からの意見6件、県民からの意見0件）
- 3 意見等の内容とそれに対する県の考え方

（1）原子力安全顧問からの意見

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
1	<p>（文言の適正化） （避難計画 P4 1.1.2 地域見積） 国道431号と県道47号米子境港線を接続する道路の記載について、「建設された」が重複するなど表現に課題がある。 また、「(1)地形」よりは「(3)その他」にあった方が良く思う。</p>	<p>【計画に記載】 「国道431号と県道47号米子境港線を接続する肋骨道路の建設が進められ、避難の融通性が向上している。」に修正のうえ、(3)その他に記載しました。</p>
2	<p>（新型コロナ感染症対策） （避難計画 P38～42 3各機関の役割） 役割分担として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下における感染疑いのある避難者のスクリーニングや分散避難が可能な避難所の設置を市町村や医師会、福祉保健部の欄に追記しておく必要はないか。 （地域防災計画の67、68ページの図3-10、11には「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長」が追記されている。）</p>	<p>【計画に記載】 （避難計画 P39 3.2 県庁の各部局等） 県庁の各部局等に「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」を追加し、その所掌事務に「新型コロナウイルス感染症対策に関すること」と記載しました。 なお、避難退域時検査や避難所設置は、県や市町の役割となります。</p>
3	<p>（新型コロナ感染症対策） （避難計画 P48 4.4.4 検査手順） 放射性物質の除染作業に合わせて避難者の健康チェックを入れておく必要はないか。 （感染症については【鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）】の第5章に詳しく書かれているので良しとしても良いのだろうか）</p>	<p>【ご意見に対して】 新型コロナウイルス等感染症流行下における避難退域時検査会場における健康確認等については、避難計画（P33）や地域防災計画（P102ほか）において記載する整理としています。 （考え方） 避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、健康確認書（検温、健康状態の確認結果の記載）を交付すること等としています。</p>
4	<p>（問い合わせ窓口の開設） （避難計画 P57 4.15.2 実施要領） 問い合わせに対する相談窓口について、鳥取県原子力防災アプリの活用を盛り込んでも良いように思う。</p>	<p>【計画に記載】 相談窓口の開設について、原子力防災アプリ等の多様な手段を用いて住民へ情報提供を行うことを追記しました。</p>
5	<p>（武力攻撃事態等における対応） 以下は感想だが、当初のテロだけでなく国家による本格的な攻撃を想定すると、空自が展開する米子鬼太郎空港への同時攻撃も想定され、境港と米子が分断される可能性もある。その際の境港からの避難は船を活用することになるのかもしれない。そうでない場合にも、船による避難という選択肢も想定しておくが良いように思う。</p>	<p>【ご意見に対して】（地域防 P101、避難計画 P12） 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）等においては、自家用車・バスによる避難を中心としつつ、船舶による避難を補完的手段として位置付けています。</p>

No.	意見等の内容	意見等に対する県の考え方等
6	<p>（避難行動要支援者の避難） 概要資料の項目の順序は、福島の教訓を反映するという意味では、国の防災計画対応が最も重要ではないかと感じている。概要資料の記載の順序を変える必要はないが、福島の原子力災害で多くの人命の失われた避難行動要支援者にかかわる避難計画、避難の意思決定の方法などについて今後検討を重ねていただければと思う。</p>	<p>【ご意見に対して】 避難行動要支援者にかかわる避難計画や避難の意思決定の方法などについて、市や県の関係部局と連携し、引き続き検討を重ね充実化を図って参ります。</p>

（２）県民からの意見

意見の応募なし